

## トレイルランニング大会開催ガイドライン〈2017年版〉の公開について

日本トレイルランナーズ協会（JTRA）はこのたび「トレイルランニング大会開催ガイドライン」を作成しました。これは、トレイルランニングの大会を主催する方々に活用していただくための指針です。今年1月の「トレイルランニングフォーラム2017」で発表しましたが、より広く知っていただけるように、このホームページで公開いたします。

### ＜ガイドラインの利用について＞

このガイドラインは、使用を推奨しますが、強制するものではありません。現在大会を開催している方や、新たな大会を計画している方は、準備や運営作業を進める際に参照してください。ガイドラインのすべてを取り入れなくても、それぞれの大会で必要な部分を参考にいただければ結構です。部分的に使用する場合は、当協会に許諾を得たり使用申請をしていただいたりする必要はありません。

もしこのガイドラインをほぼ全面的に取り入れた大会を開かれる場合は、規約やルールを発表する際に

「この大会は日本トレイルランナーズ協会（JTRA）の『トレイルランニング大会開催ガイドライン（2017年版）』に準拠しています。」

などと明記し、当方にご一報をいただければ幸いです。

### ＜ガイドラインに対するご意見ご提案について＞

また、このガイドラインは一度定めたまま継続していく絶対的なものではありません。先日のフォーラムでもたくさんのご意見をいただきました（それは[こちら](#)に記載します）。

今後も皆さんからのご意見やご提案をいただき、全国の現状をみながら、時に応じて追加や改訂を検討していきたいと考えています。ご意見は[こちら](#)からお寄せください。

## トレイルランニング大会開催ガイドライン 前文

近年、トレイルランニングは大きな盛り上がりを見せ、年を追うごとに各地で多くの大会が開催されるようになりました。大会が増えた大きな理由は、この新しいスポーツを広く社会に紹介したい、地元地域の魅力を伝えたい、という大会運営者の熱い思いからでしょう。

しかし、大会開催に関する統一的な指針がないために、不安を感じながら大会を開催している主催者は少なくありません。また、残念なことに一部の主催者の配慮が足りないことから地域社会と軋轢が生じています。まだまだトレイルランニングに対する誤解と偏見が多い昨今では、一部の地域の一部の主催者の行為が、このスポーツ全体へ大きな影響を与えてしまいます。

本協会ではこのような状況を防ぎ、また改善すべく、本協会に加入している全国の大会主催者とともに「大会開催に関する決めごと」の協議を進めてきました。長い時間がかかりましたが、ようやく完成しました。

本ガイドラインは「大会を開催する際に心がけてほしい基本事項」を記したものです。当協会は全国の主催者がこのガイドラインに沿って大会を開催していただくよう願います。またそうすることで、これまで情熱をもってこのスポーツに取り組んでいる多くの愛好者の思いを繋げるとともに、次代にこのスポーツの素晴らしさを伝えていけると信じています。

2017年4月

日本トレイルランナーズ協会 会長 鏑木毅

# トレイルランニング大会開催ガイドライン〈2017年版〉

作成：日本トレイルランナーズ協会

## ＜総則＞

- 本ガイドラインにおいては、野山の未舗装路（登山道、林道）を走る（歩く）スポーツをトレイルランニングといい、野山の未舗装路を中心に行われるトレイルランニングの競技大会を大会という。
- 本ガイドラインは多人数で行われる大会開催に関するガイドラインであり、大会主催者を対象とする。

## ＜大会開催にあたっての基本原則＞

- 大会主催者は、大会が貴重な自然のなかで開催されることを十分に理解し、自然環境の保全と、安全の意識を広く選手と共有する。
- 大会主催者は、大会が一般利用者による登山道等の利用の妨げとならないよう十分に配慮するとともに、選手に対するマナーの啓発を図る。
- 大会主催者は、路面の状況、危険生物の生息状況、気象条件など、選手の安全に影響を及ぼす問題について十分調査し、必要な対策を講じる。
- 大会主催者は、大会が健全なアウトドアスポーツとしてのトレイルランニング普及の一端を担うものであることを十分に理解し、適切な大会運営を心がける。

## <コース設定の原則>

- 道路、林道、登山道およびその周辺には、所有者、管理者、利用者、地域住民が存在することを理解し、大会コースとして使用する道に関し、所有者、管理者との間で事前調整をする。
  
- 開催地の地方自治体と十分な事前協議を行う。また地方自治体の協力やアドバイスを受けることが望ましい。
  
- 登山、ハイキングなど一般利用者が多いルートは、原則として大会コースに使用しない。また一般利用者が多い時期には大会を行わない。
  
- 事前に大会の詳細（日時、コース、参加人数など）を広く告知する。告知方法としては、ホームページへの記載、近隣公共機関および交通機関への掲示、登山道入口への掲示などとする。

## <自然環境の保全に関すること>

- 自然環境への影響を回避するため、コース上の自然環境（植生、土壌、野生動物など）を事前に確認し、コース選定、開催時期の決定、募集定員の設定など、十分な対策を講じる。また必要に応じて専門家や自然保護団体等の意見を聴取する。
  
- 自然環境に影響が及ぶ心配がある箇所では、大会前後に写真によるモニタリングを行い、改変が認められた場合は原状回復措置を講じる。また次年度以降大会コースとして使用することを再検討する。
  
- 降雨によりコース上の自然環境への影響が予想される場合、中止基準および代替案を事前に定める。

- コース外への踏み出しがないよう、踏み出しが予想される場所には、警告看板、ロープ、テープを設置するなどの方法により選手の誘導を行う。またホームページ、参加案内、開会式などで周知徹底する。
- コース選定にあたっては、土壌が脆弱な場所、洗掘を受けている場所は原則除外する。コースの一部にそのような場所がある場合は、拡幅しないような対策を講じる。
- コースおよび周囲への尿尿による環境汚染を防ぐため、スタート地点およびコース上に適切な数のトイレを設置する。トイレの設置が困難な場合は、選手に携帯用トイレの携行を推奨する。
- 土壌が脆弱な場所でのストック使用は原則として禁止する。ストックを使用する場合は、必ずキャップを装着する。
- コース上のテープ、看板などの設置にあたっては、その機能を損なわない限度で景観との調和に配慮し、大会終了後は原則としてすみやかに撤去する。

### <選手の安全に関すること>

- 事前にコースを十分に調査し、滑落、転倒、道迷いなどが起こりそうな場所はコースより除外する。やむを得ずコースとして使用する場合は、スタッフを配置する、ロープを張る、警告看板を設置するなど、危険を回避するための対策を十分に施す。
- 熊、毒蛇、蜂など人間に危害を与える生物が生息する場所をコースとして使用する場合は、事前に選手に通知し、熊鈴、ポイズンリムーバーなどの携行を推奨する。

- 走行中の選手の安全を確認するため、コース上には本部との通信手段を持った、適切な数のスタッフを配置する。
- 選手がコースを見失うことを防ぐため、適切なマーキング（テープ、看板など）を行う。大会が夜間におよぶ場合は、反射材、ライトなどを用いて、暗闇でも見えるマーキングを行う。マーキングを行わず、選手に地図読みをさせる趣旨の大会では、事前に十分な趣旨説明を行い、正確な地図を携帯させる。
- 大会の規模に応じて、10～20 キロ毎にエイドステーションを設置し、選手に必要なだけの飲料水、食料、応急処置の提供を行うことが望ましい。エイドステーションの設置が少ない、あるいは設置がない場合は、事前に選手に告知し、十分な飲食物を携行させる。
- 大会の距離、標高差、気象条件などに応じて、適切な飲料水、食料、装備（特に雨具）を携行させる。選手には事前にホームページ、参加案内などを通じて推奨装備の説明を行う。
- 大会中に怪我や体調不良などにより走行（歩行）不能となった選手がいた場合、可及的迅速に救助に向かえる体制を用意する。
- 大会中は救護本部を設置し、救急医療に精通した医師ないしは看護師を待機させる。救護本部で行える医療行為はあくまで応急的なものであり、必要に応じて救急車による迅速な近隣医療機関への搬送が出来る体制を用意する。
- 近隣医療機関に事前連絡を行い、起こりうる危険を説明した上で、緊急時の受け入れを要請する。

- 計測チップないしは目視によるナンバーカードの確認により、大会参加中の選手の安否および帰還の確認を行う。
- 選手およびスタッフの事故に対応出来る保険に加入する。
- 選手は、トレイルランニングに伴うリスクを自覚し、安全および体調管理につとめるものとし、大会主催者はその旨を選手に周知徹底する。
- 選手は、大会中に怪我や体調不良の選手に遭遇した場合、レースを中断して本部への連絡および体調不良選手の安全確保のための行動をとるものとし、大会主催者はその旨を選手に要請する。

### <マナーに関すること>

- 選手は、一般利用者を追い抜いたり、すれ違ったりする場合は、歩行、減速、声掛けなど、コースの状況に応じて十分な配慮をするものとし、大会主催者は選手にホームページ、参加案内、開会式などでその旨を選手に周知徹底する。
- 自然環境保全のため、選手および応援者に対しては一切のゴミ捨てを禁じる。また植物、動物、土類などを持ち帰ることを禁じる。
- 以上の他、自然環境の保全、一般利用者の安全性、快適性確保の観点から、大会主催者、選手、応援者が遵守すべきルールを設定する。

(文責：大会ガイドライン委員会・福田六花、鏑木 毅、古田 茂)